

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

徳島東部の農林業を支援するまちづくり計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県、徳島県勝浦郡上勝町

### 3. 地域再生計画の区域

徳島県勝浦郡上勝町及び勝浦町の全域

### 4. 地域再生計画の目標

上勝町及び勝浦町は徳島県の中央部、四国山脈の南東に位置し、標高 1439 mの高丸山を最高峰とする山脈が連なり、東流する勝浦川は深い渓谷をなし、地区内の大部分が山林で山腹斜面には階段状の棚田やみかん畑が点在している。

地域内には四季折々にそれぞれの美しさで訪れる人をなごませる婆羅尾高原、心身が癒される清流勝浦川が流れ、農村と都市との新たな関係を構築し『健康の回復』の場として活用されている月ヶ谷温泉がある。

産業面ではスギ・ヒノキを主体とした豊富な森林資源を活用した林業が古くから基幹産業の一翼を担っており、農業においては全国的にも有名なすだちや温州みかん・椎茸の菌床栽培が盛んに行われている。最近では紅葉、柿、南天の葉っぱや梅、桜、桃の花などで料理のつま物にする材料として商品化された『彩』（いろどり）農業が、第3セクターとして運営されており、現在の販売額は全国1位（約2億円）まで成長してきている。

町の基幹的な産業は農業・林業の一次産業であるが、林業では輸入材の増加や産業構造の変化に加え、過疎・高齢化（65歳以上の高齢者が35%を占めるとともに過去5年間の人口が6%減少）の影響を受け、従事者は減少し高齢化が進み、林業の総体的な活力の低下が進んでいる。更に林道等の道整備が遅れていることが木材の搬出や間伐を行うときの障害となっており、このことが更に林業経営に対する意欲の喪失に拍車をかけ、森林の荒廃化が進み地域の重要な資源である自然環境が失われつつある。農業面においても同様に高齢化・担い手不足の波がうち寄せてきており、地域では営農の拡大・効率化を図ろうとする農家も存在するが、地区内の道路の幅員が狭小でしかも屈曲が多いことから通行の危険も多く、農産物や生産資材の運搬に大きな支障を来していることから効率的な農業が展開できず営農意欲の減退となって現れ、耕作放棄地の増加・農村地域の活力の低下を生み出している。

このため、地域再生の基幹となる農林道の効率的・一体的な整備により町内道路網のネットワーク化を行い、地域住民の利便性の向上を図ると共に、連携した道路整備による農林水産物の集出荷における輸送時間の短縮・流通体系の改善・輸送労力の節減を図り、基幹産業である第一次産業の資源を生かした既存産業の活性化による雇用の促進、若者の働く場の確保を行う。

これらのことにより徳島東部地区の地域再生を図るものである。

(目標1) 農道整備による農産物の集出荷施設への輸送時間の短縮(輸送時間の34%短縮)

(目標2) 林道整備による森林整備実施面積の増加(今後10年間の要整備面積の64%を整備)

## 5. 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

地域の基幹産業である農林産物の集出荷をスムーズにし、担い手の育成を図り、耕作放棄地の解消・農業経営を支援するために『広域農道徳島東部地区』の整備を行う。

又、古くからの主要産業である上勝林業地域の活性化を図るため、林道『槻地流川線』『日浦大北線』の整備を行い、森林へのアクセスを改善し、森林施行の効率化により間伐遅れとなっている森林の解消と搬出間伐を促進する。

加えて森林(もり)づくり交付金事業で林業用作業道の整備により、森林保全の効率化を図り、森林環境保全整備事業により造林・間伐等の保育事業を行い、あわせて高能率素材生産性システム定着促進事業で効率的な素材生産の実践をすすめることで、森林事業の効率的な展開を図るとともに、林業の活性化を図る。

### (5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。  
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・広域農道：事業採択を昭和60年5月18日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、昭和60年4月23日に確定している。
- ・林道：森林法による吉野川地域森林計画(平成14年樹立)に路線を記載。

[ 施設の種類(事業区域) 事業主体 ]

- ・広域農道（上勝町、勝浦町） 徳島県
- ・林道（上勝町） 上勝町

[ 事業期間 ]

- ・広域農道（平成 18 ～ 22 年度）、林道（平成 18 ～ 20 年度）

[ 整備量及び事業量 ]

- ・広域農道 1.46km、林道 0.58km
- ・総事業費 1,530,856 千円(うち交付金 765,428 千円)  
(内訳) 広域農道 1,417,500 千円(うち交付金 708,750 千円)  
林道 113,356 千円(うち交付金 56,678 千円)

( 5 - 3 ) その他の事業

- ・森林（もり）づくり交付金事業・・・基幹的な作業道及び簡易作業道の整備を行うことで、林業の活性化と水源林の確保、森林保全の効率化と森林整備率の向上を図る。
- ・森林環境保全整備事業・・・造林、下刈り、間伐等の森林の保育事業を行い、地域活性化の原動力となる間伐材の有効利用を図るほか適正な森林の維持管理に努める。
- ・高能率素材生産システム定着促進事業・・・高性能林業機械による効率的素材生産の実践を進めることで、森林所有者や林業事業者の経営改善を図るとともに、所有者の生産意欲の喚起と県産木材の生産量を確保する。

6 . 計画期間

平成 1 8 年度～平成 2 2 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、関係行政機関等からなる『地域再生協議会』（仮称）を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。